

改正銃刀法のお知らせ

(令和6年6月14日公布)

電磁石銃

の所持が禁止されます！

電磁石銃とは？

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃で、一定以上の威力を有するものを言います。

所持が禁止されるのはいつから？

公布日（令和6年6月14日）から9か月を超えない範囲内において政令で定める日（改正法の施行日）から所持が禁止されます。

今、電磁石銃を持っている！どうなりますか？

改正法の施行時に所持している電磁石銃については、施行日から6か月の間（経過期間）に以下の措置をとらなければ、不法所持者としての処罰対象になってしまいます。

- ① 所持許可を申請する
- ② 廃棄する
- ③ 適法に所持することができる方に譲り渡す

無償引取りについて

千葉県警察では、改正法の施行日から起算して6か月を経過する日までの間、電磁石銃の無償引取りを行っております。

電磁石銃を所持している方がおりましたら、
最寄りの警察署（生活安全課）若しくは千葉県警察風俗保安課
までご相談ください。

千葉県警察風俗保安課（043-201-0110）

ご連絡をお待ちしております！

千葉県警察

